

編集発行人 税理士 細見 秀樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ リベート

Q. 売上げを伸ばすため、得意先にリベートを支払うことを検討しています。このリベートは、どのような取扱いになりますか？

A. 一定の要件を満たすリベートは、交際費になりません。

メーカー等が、売上げを伸ばす目的で得意先へリベートを支払うことはよくあります。

このリベートの取扱いは、次の要件を満たすものについては、売上割戻し等として損金に算入することが認められています。

- ①得意先の事業者に対して支出するものであること
- ②売上高や売掛金の回収高に比例して、又は売上高の一定額ごとに行うものであること
- ③②の基準によらない場合、得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して行うものであること
- ④金銭で支出するものであること
- ⑤リベートを支払った先の得意先では収益に計上されるものであること

ただし、これらの要件を満たさないリベートについては、交際費として取り扱われます。

したがって例えば、得意先の従業員に対してリベートを支払うようなときは、それが販売実績や回収実績等に基づいているものであっても、事業者に対して支払うものではありませんので、交際費に該当することになります。

消費税の取扱いもこのリベートは売上割戻しとして処理されることから、金銭の支払いがあるにもかかわらず、課税売上の戻りとして処理しますが、交際となれば消費税の取扱いは課税売上の戻りでも課税仕入でもなく不課税取引になりますのでご注意ください。

★ 100%親子会社間取引

Q. 100%親子会社間取引は、何か特別な取り扱いがあるそうですが、どのようなになっているのですか？

A. 100%親子会社間取引は、課税の中立性や公平性を確保する観点から次のように取り扱

われています。

①資産の譲渡取引

内国法人が一定の固定資産や有価証券を100%親子会社間で譲渡したときは、その譲渡損益を譲り受けた会社はその資産を譲渡等する時まで繰り延べられます。

②寄附

100%親子会社間で寄附をしたときは、その額は損金又は益金に算入されません。

③現物分配

100%親子会社間で金銭以外の資産で配当した場合は、その配当した会社においては譲渡損益を計上せず、また、配当を受けた会社はその資産を帳簿価額で受入をします。

④受取配当の益金不算入

100%子会社から配当を受けたときは、その全額が益金不算入となります。

⑤子会社株式の子会社への譲渡

子会社の株式を子会社へ譲渡するときは、みなし配当及び譲渡損益の計上をしません。

⑥大会社の100%子会社に対する取扱い

中小企業には軽減税率や交際費等、貸倒引当金などの特例がありますが、大会社の100%子会社には適用がありません。

★ 損金算入できる飲食交際費の要件

Q. 1人当たり5,000円以下の飲食費は、損金に算入できるそうですが、要件はないのですか？

A. 交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為(接待等)のために支出するものをいいますが、この交際費等には、飲食その他これに類する行為のために要する費用で一定の要件を満たすもの(もっぱら当該法人の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く)で、1人当たり5,000円以下のものについては、交際費等に含めなくてよいこととされています。

したがって、飲食接待費であっても、もっぱらその会社の役員もしくは従業員又はこれらの親族に対するものについては、適用対象にはなりませんので、社内の者だけを対象とする飲食費、すなわち社内交際費については飲食接待費から除外しなければなりません。

なお、この場合において、もっぱらとはどの程度を指すかは、ケースバイケースですが、参加者のうち社外の者が1人だけというような場合で、得意先等の従業員を形式的に参加させていると認められるような場合は、社内飲食費として取り扱われ、この規定の対象にはならないとされるでしょう。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/070313_2/07.htm

源泉税

★ 国内勤務の外国人に対する休暇帰国（ホームリーブ）費用

- Q. 当社で働く外国人に休暇帰国費用を負担して本国に返してやろうと思います。この費用はどのように取り扱われますか？
- A. おおむね1年以上の期間ごとに負担する帰国に係る往復運賃については、非課税とされています。

使用者が、国内において長期間引続き勤務する外国人に対し、就業規則等に定めるところにより相当の勤務期間（おおむね1年以上の期間）を経過するごとに休暇のための帰国を認め、その帰国のための旅行に必要な支出（その者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る支出を含む）に充てるものとして支給する金品については、その支給する金品のうち、国内とその旅行の目的とする国（原則として、その者又はその者の配偶者の国籍又は市民権の属する国をいう）との往復に要する運賃（航空機等の乗継地においてやむを得ない事情で宿泊した場合の宿泊料を含む）でその旅行に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の旅行の経路及び方法によるものに相当する部分に限り、課税しなくて差支えないとされています。

資産税

★ 相続時精算課税制度と小規模宅地等の評価減

- Q. 相続時精算課税制度を使ってもらった宅地は、相続のときに小規模宅地等の減額特例が受けられますか？
- A. 受けることができません。

ご質問は、相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産は、贈与者が亡くなったときに相続財産に加算されますことから、この場合に小規模宅地等の減額特例が受けられるかということだと思いますが、残念ながらこの特例は、受けることができません。

なぜなら、小規模宅地等の減額特例は、被相続人等が事業の用又は居住の用に供していた宅地等を、相続又は遺贈により取得した場合に認められる制度だからです。

贈与により取得した宅地等には、適用がありません。

では、相続時精算課税制度の適用を受けて宅地等を貰う時には、小規模宅地等の減額特例が受けられるかというと、これも認められないことになっています。

なぜなら、小規模宅地等の減額特例は、残された相続人の生活保障の観点から、一定の減額を認めてくれる制度ですから、相続又は遺贈により取得した場合でないことと適用がないこととなっているからです。

贈与でもらう場合には、小規模宅地等の減額特例自体の適用がないのです。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/sozoku/10/01.htm>